

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年1月12日認可した。

平成28年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）天神地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）植田原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）下原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北道地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）堂免地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）青岡地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）田野々下地区
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）高尾地区